

勝浦町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 勝浦町

事 業 名 : 勝浦町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	平成 29 年 4 月 1 日	計画給水人口	4,481 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	4,022 人
		有収水量密度	7.2 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水, ☐ ダム, ☒ 伏流水, ☒ 地下水, ☐ 受水, ☐ その他		
施 設 数	浄水場設置数	12	管 路 延 長 107.31 千m
	配水池設置数	12	
施 設 能 力	1,974 m ³ /日	施 設 利 用 率	99.9 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	定額と従量制の料金体系であり、統一料金の他に地区ごとに異なった料金が定められており全部で7通りある。 令和7年度に2地区が統一料金へ移行した。令和8年度から1地区が段階的に統一料金に移行予定である。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 7 年 4 月 1 日		

④ 組 織

令和7年度現在、本町では上下水道課にて、他の事業と兼務しながら水道事業に従事している。
課長1人、課長補佐1名、係長1人、主事補1人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成29年度から、12の簡易水道を1簡易水道にソフト統合した。維持管理については、水道水質検査業務委託、漏水調査業務、自家用電気工作物保安業務、検針業務、修繕等、基本的に民間業者に委託できるものは委託している。令和4年度に公営企業法を一部(財務)適用し、特別会計(官庁会計)から『発生主義・複式簿記』の企業会計へ変更した。施設老朽化や人口減少に伴い、資産、債務を正確に把握し持続可能な経営(経営の見える化・効率化)を実現する。

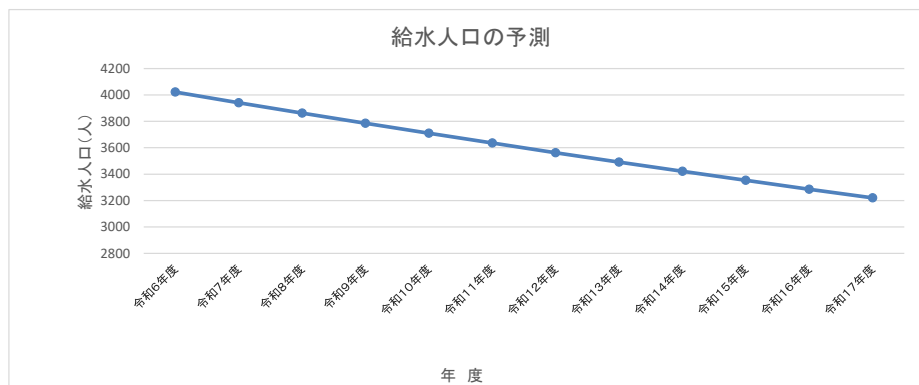
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和7年度に策定・公表した令和6年度決算「経営比較分析表」を添付している。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

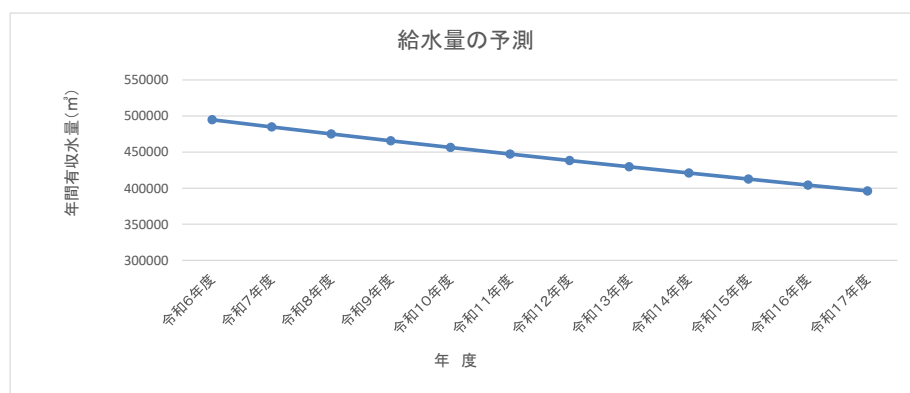
本町の給水人口は、令和6年度末で4,022人で、普及率は89.1%と全国平均98.3%を下回っている状況である。今後は、地域の要望と町の条件とが合致すれば未普及地域への水道供給を行うが、なければ人口減少に伴い給水人口も減少していくものと予想される(令和17年度末3,221人 推計値)。※推計の基となる勝浦町全体の人口は、令和2年3月作成の勝浦町人口ビジョン(改訂版)を採用した。



(2) 水需要の予測

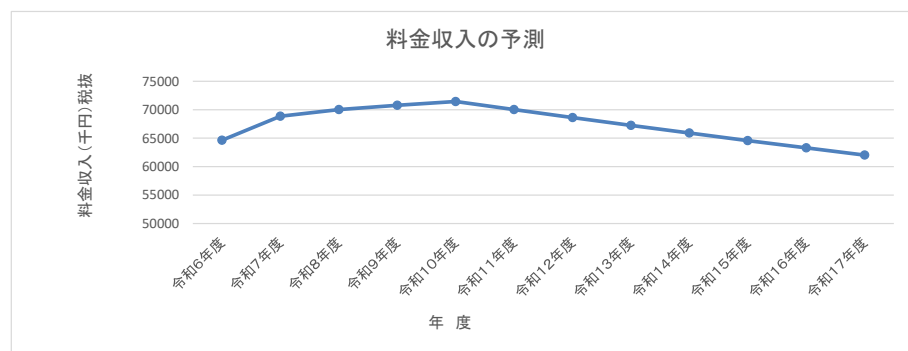
水需要の推計では、令和6年度の有収水量を基に今後10年間の有収水量を予測した。結果、令和6年度末485,763 m^3 /年(121 m^3 /年・人)から計画期間の令和16年度には404,304 m^3 /年となり、20%程度減少する見込みである。

本町では、人口対策として、ソフト面では定住促進事業のほか、農業で生計を立てる新規就農者への助成、町内外を問わず新築を建築し住所移転する者への助成事業等を行っている。また、ハード面では、宅地造成を行い新たな水需要者の増加を期待しているが、新たな転入者数より人口の自然減少数や転出者数が多く、給水人口の減少とともに水需要は減少している。また、節水型器具の普及や水利用者の節水意識の高まりにより、継続して減少していくものと予測する。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しは、令和6年度の料金収入を基に、今後の人口減少、料金改定見込みを踏まえて算出している。結果、令和6年度末64,643千円から計画期間の令和17年度62,024千円となり、2%程度減少する見込みである。増加している年度は料金改定の実施予定であり、令和11年度以降は人口減少に伴い減少をしていくと想定される。



(4) 組織の見通し

令和元年度から上下水道課が新設され、職員は4人である。令和4年度から公営企業法を一部適用した。下水道事業も含めての人数であり、地元水道組合へ指定管理している箇所も減ってきており維持管理業務は増加している。専門知識が必要な業務であることから一定の経験年数がある職員は必要であり職員数も含めて今後の課題である。

3. 経営の基本方針

給水人口減少に伴い水需要も減少し、物価高騰もある中で、水道料金の減収が予測される。一方で、施設の老朽化や今後30年以内に起こるとされる南海トラフ巨大地震の対応が求められている。このような状況下においても、持続可能な安全・安心・強靱な水道水を供給するため、料金水準や施設の統合等も検討したうえで、財政計画を策定し、計画的な維持管理及び経営改善を続けていく。また、アセットマネジメント活用の検討や将来の水需要を見据えた効果的な施設運用のための地区施設の再編について検討を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・老朽施設を計画的かつ事業費を平準化しながら更新することを基本とし、南海トラフ巨大地震に備え耐震化計画にそって重要給水施設への施設、管路の耐震化についても検討していく。
-----	--

①中山横瀬地区の配水管改良を令和10年度まで計画している。以降の計画についても施設更新計画で定める。
②令和7年度完了予定で山田未普及地域の解消を実施し西岡地区へ統合させる事業を実施している。令和7年度には配水池を更新し耐震化する。
③棚野久国地区の配水管改良を令和8年度から実施予定である。
④坂本地区ろ過池の更新について地元組合と協議しながら令和8年度に実施予定である。
⑤老朽管を中心に配水管の布設替えを行い、有収率を令和6年度末現在67.4%から全国平均(令和6年度決算71.4%)とする。
⑥勝浦町上下水道耐震化計画を基に耐震化を進める。
⑦投資の集中による財政負担をできるだけ少なくするため、優先度の高い施設からの更新や更新箇所の見直しなど、関係者の同意や費用対効果を含め更新期間の検討もを行い、できるだけ平準化するものとする。
⑧更新の計画にあたっては、水道組合がある地区においては地元水道組合と協議し、合意を得たうえで実施する。
⑨計画における建設改良費は、現計画に従って年間60,000千円を予定している。新規企業債の借入れ条件は、償還期間40年(据置期間5年)で、利率3.0%を採用した。
しかし国庫補助金、企業債、過疎債を前提として計画しており、今後の財源確保は慎重に行う必要がある。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費削減に努めながら、事業運営に必要な財源を確保するため、水道料金の統一化を図る。 建設改良事業については、国庫補助金や企業債、過疎債を有効活用する。
-----	--

①施設改良に伴い、水道料金の改定をするが、実施にあたっては、地元水道組合と協議し、使用者の急激な負担増とならないよう努める。
②施設改良にあたっては、国庫補助金、企業債や過疎債を利用し、不足分については損益勘定留保資金を充てることを基本とする。
③繰入金については、地方公営企業繰出基準に基づき、企業債元利償還分等の基準内繰入を計上するとともに、人件費等必要に応じて基準外繰入を計上する。
④適切な積算及び競争入札を基本として、費用の低減に努める。
⑤有収率を令和6年度末現在67.4%から全国平均(令和6年度決算71.4%)とし、修繕費や薬品費の低減を図る。
⑥水道組合の合意が得られた地区から、水道料金を段階的に統一料金に値上げする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

管路については布設から耐用年数の40年を経過するものが多く存在し、漏水の拡大が予測されることから、管路に係る修繕費はこれまで通り一定程度要すると判断した。
また、給水人口の減少はしているものの、漏水が多いため施設稼働率は高い水準にあり、経費の抑制は期待できない。
検針業務委託については、既に委託しており大きな削減は見込めないと判断している。また、料金徴収業務等の民間業者委託についても検討課題としているが、給水件数が少なすぎるため、費用対効果面でメリットを見いだせない状況にある。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	—
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う改修の機会を活用したダウンサイジングを検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	上記ダウンサイジングと同様。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	漏水を減らすことで設備稼働率を下げ、機器等への負担を少なくし長寿命化を図るとともに、金額を平準化した更新の検討を行う。
広域化	徳島県水道広域連携検討会に引き続き参加し有効な方法を検討していく
その他の取組	—

② 財源について検討状況等

料 金	原則として、利用料金収入による運営体制が構築できるよう、住民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していく。統一料金化されていない地区について地元関係者と連携し統一料金への値上げの検討を行う。
企業債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施する。起債対象となる50%を公営企業債(簡易水道事業債)とする。
繰入金	財源不足分について、原則、総務省通知による基準内繰入を行う。また基準外繰入として人件費、必要経費について繰り入れるが、可能な限り一般会計からの繰入に頼ることのないよう資金繰りに努めることを目標とする。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	国庫補助金や過疎債等可能な限り有利な財源を利用する。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	水道組合がある地区については、水道組合を通じた意見交換を行い、経営戦略の事後検証や進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。
-------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収 益 的 収 入 的 収 支 出	1. 営 業 収 益 (A)	64,739	68,883	70,087	70,827	71,491	70,062	68,662	67,290	65,945	64,627	63,335	62,069
	(1) 料 金 収 入	64,643	68,846	70,042	70,782	71,446	70,017	68,617	67,245	65,900	64,582	63,290	62,024
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	96	37	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	2. 営 業 外 収 益	76,392	78,871	81,581	81,635	81,513	82,141	83,606	84,774	85,708	86,781	87,448	87,364
	(1) 補 助	30,049	35,674	35,415	35,853	36,620	37,250	37,779	38,276	38,723	39,141	39,529	40,718
	他 会 計 負 担 金	3,122	5,652	6,513	6,672	7,157	7,503	7,744	7,951	8,105	8,227	8,316	8,373
	他 会 計 補 助 金	26,927	30,022	28,902	29,181	29,463	29,747	30,035	30,325	30,618	30,914	31,213	32,345
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	43,659	42,613	45,758	45,374	44,485	44,483	45,419	46,090	46,577	47,232	47,511	46,238
	(3) そ の 他	2,684	584	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408
	収 入 計 (C)	141,131	147,754	151,668	152,462	153,004	152,203	152,268	152,064	151,653	151,408	150,783	149,433
	1. 営 業 費 用	137,597	136,669	139,211	140,231	140,428	142,034	143,184	143,662	145,296	146,567	146,402	145,968
	(1) 原 水 及 び 浄 水 費	25,816	28,288	26,486	25,804	26,486	27,650	26,486	25,804	26,486	25,804	26,486	27,650
	(2) 配 水 及 び 給 水 費	7,624	4,022	5,653	7,016	7,016	7,016	7,925	7,925	7,925	9,432	8,835	8,835
	(3) 総 係 費	32,111	35,863	33,489	33,768	34,050	34,334	34,622	34,912	35,205	35,501	35,801	36,897
	ア 人 件 費	27,352	28,719	27,902	28,181	28,463	28,747	29,035	29,325	29,618	29,914	30,214	31,310
	イ そ の 他	4,759	7,144	5,587	5,587	5,587	5,587	5,587	5,587	5,587	5,587	5,587	5,587
	(4) 減 価 償 却 費	72,046	68,496	73,583	73,643	72,876	73,034	74,151	75,021	75,680	75,830	75,280	72,586
	2. 営 業 外 費 用	5,402	8,964	9,652	9,808	10,428	10,906	11,276	11,625	11,906	12,154	12,365	12,540
	(1) 支 払 利 息	5,259	8,964	9,652	9,808	10,428	10,906	11,276	11,625	11,906	12,154	12,365	12,540
	(2) そ の 他	143											
	支 出 計 (D)	142,999	145,633	148,863	150,039	150,856	152,940	154,460	155,287	157,202	158,721	158,767	158,508
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 1,868	2,121	2,805	2,423	2,148	△ 737	△ 2,192	△ 3,223	△ 5,549	△ 7,313	△ 7,984	△ 9,075
特 別 利 益 (F)		4,513											
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		4,513											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		2,645	2,121	2,805	2,423	2,148	△ 737	△ 2,192	△ 3,223	△ 5,549	△ 7,313	△ 7,984	△ 9,075
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		5,595	7,716	10,521	12,944	15,092	14,355	12,163	8,940	3,391	△ 3,922	△ 11,906	△ 20,981
流 動 資 産 (J)													
流 動 負 債 (K)													
うち 未 収 金													
うち 建設改良費分													
うち 一時借入金													
うち 未 払 金													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		9	11	15	18	21	20	18	13	5	△ 6	△ 19	△ 34
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 不 足 の 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (M)		64,739	68,883	70,087	70,827	71,491	70,062	68,662	67,290	65,945	64,627	63,335	62,069
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 の 額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	114,000	196,000	72,500	38,600	43,100	43,400	30,400	24,100	41,500	29,300	29,300	29,300
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金		2,673	6,268	4,562	7,331	11,130	12,721	13,659	14,564	15,631	15,631	15,631
	4. 他 会 計 負 担 金	12,282	15,390	17,942	17,172	20,248	23,235	24,054	26,236	27,753	29,352	29,352	29,352
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	62,400	101,241	14,588	14,854	21,593	21,735	15,289	12,061	20,774	14,723	14,723	14,723
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金		4,370										
	9. そ の 他												
	計 (A)	188,682	319,674	111,298	75,188	92,272	99,500	82,464	76,056	104,591	89,006	89,006	89,006
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	188,682	319,674	111,298	75,188	92,272	99,500	82,464	76,056	104,591	89,006	89,006	89,006
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	200,867	323,749	117,998	54,889	81,061	71,390	52,601	51,423	85,807	52,461	52,461	52,461
	うち 職 員 給 与 費												
	2. 企 業 債 償 還 金	23,223	30,078	31,250	33,331	38,842	43,914	45,105	49,085	51,854	54,773	54,773	54,773
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
	計 (D)	224,090	353,827	149,248	88,220	119,903	115,304	97,706	100,508	137,661	107,234	107,234	107,234
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		35,408	34,153	37,950	13,032	27,631	15,804	15,242	24,452	33,070	18,228	18,228	18,228
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	23,597	15,966	30,824	11,368	24,732	14,414	15,193	24,452	31,005	18,228	18,228	18,228
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	11,811	18,187	7,126	1,664	2,899	1,390	49	2,065				
	計 (F)	35,408	34,153	37,950	13,032	27,631	15,804	15,242	24,452	33,070	18,228	18,228	18,228
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)		732,937	898,859	940,109	945,378	949,636	949,122	934,417	909,432	899,078	873,605	848,132	822,659

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)											
収 益 的 収 支 分		32,238	33,190	36,088	36,542	37,326	37,974	38,519	39,034	39,499	39,935	32,238	32,238
	うち 基 準 内 繰 入 金	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512	3,512
	うち 基 準 外 繰 入 金	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726	28,726
資 本 的 収 支 分		12,282	18,063	18,745	21,734	27,579	34,365	36,775	39,895	42,317	44,983	44,983	44,983
	うち基準内繰入金	11,666	15,390	15,460	17,172	20,248	23,235	24,054	26,236	27,753	29,352	29,352	29,352
	うち 基 準 外 繰 入 金	616	2,673	3,285	4,562	7,331	11,130	12,721	13,659	14,564	15,631	15,631	15,631
合 計		44,520	51,253	54,833	58,276	64,905	72,339	75,294	78,929	81,816	84,918	77,221	77,221

原価計算表

給水人口 4,165人
 計算期間 自令和7年4月至令和11年3月
 (4年間)

収 入 の 部

項 目	8			
	最近1箇年(R6)間の実績	投資・財政計画計上額(A)(R7~10)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)－(B)
料 金 (X)	8千円 64,643	千円 70,572	千円	千円 70,572
給 水 装 置 工 事 費		0		0
そ の 他	47	45		45
合 計	64,690	70,617	0	70,617

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)－(B)
原水及び浄水費	千円	千円	千円	千円
光 熱 水 費	4,486			0
委 託 料	18,100			0
修 繕 費	1,476			0
薬 品 費	917			
そ の 他	837			0
小 計	25,816	26,607	0	26,607
配水及び給水費				
委 託 料	3,103			0
修 繕 費	4,291			0
そ の 他	230			0
小 計	7,624	6,675	0	6,675
総係費				
人 件 給 料	12,572			0
件 諸 手 当	8,173			0
費 福 利 費	6,030			0
委 託 料	3,464			0
修 繕 費	150			0
そ の 他	1,722			0
小 計	32,111	33,910	28,323	5,587
減 価 償 却 費	72,046			
支 払 利 息	5,402			
小 計	77,448	81,862	6,950	74,912
合 計	142,999	149,054	35,273	113,781

資 産 維 持 費 (Z)	
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	113,781
(X)÷((Y)+(Z))*100＝	0.62

<料金水準についての説明>

現行の水道料金は定額と従量制の料金体系であり、統一料金の他に地区ごとで異なった料金が定められており全部で7通りあります。費用は、老朽管路の計画的更新や、南海トラフ地震対策の事業の実施により、今後増加することが避けられない状況です。このため、健全で安定的な水道事業の継続と住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に務めるとともに、人口減少下において水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え引き続き、適正な料金体系の検討を行います。

経営比較分析表（令和6年度決算）

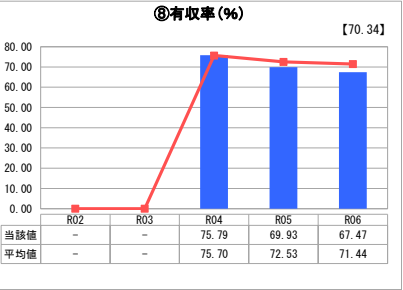
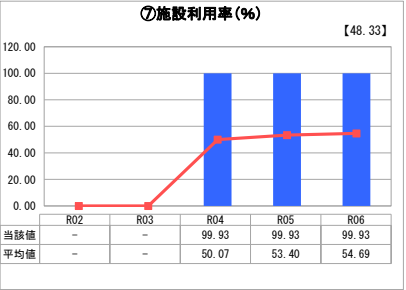
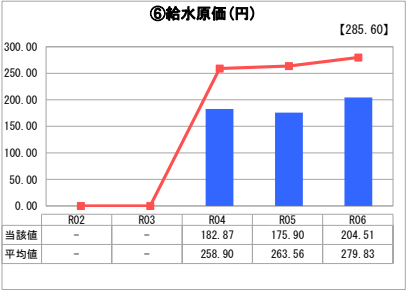
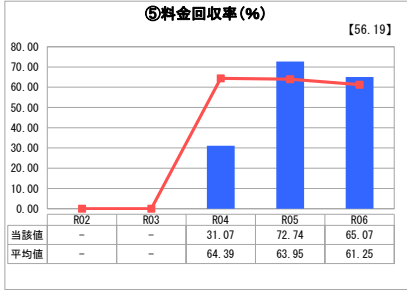
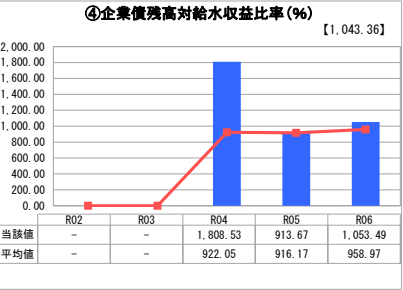
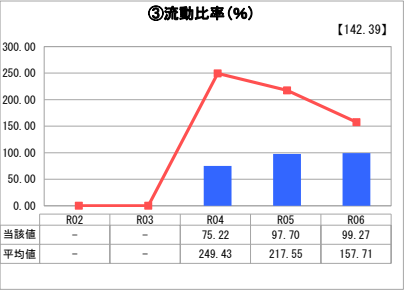
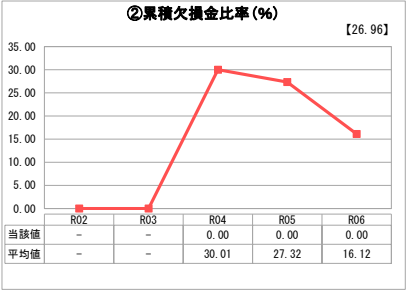
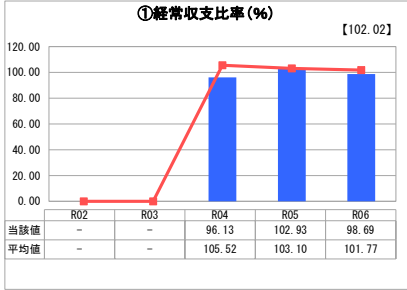
徳島県 勝浦町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	59.51	89.14	3,850	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,570	69.83	65.44
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,022	6.50	618.77

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率については、令和6年度当該指標である100%を若干下回った。経営改善に向けた料金改定（増額）やコストの削減が必要と考える。

累積欠損金は発生しておらず、給水収益の減少や大幅な維持管理費の増加は見込まれず問題はない。

流動比率は、内部留保資金が少ないことが要因となり、類似団体平均を下回っている。今後の事業に係る費用を考慮し、自己資金の確保を検討する必要がある。

企業債残高対給水収益比率について、類似団体平均値とほぼ同額となっている。令和4年度値はコロナ減免事業実施により給水収益が減少し低い数値となっていたが、令和5年度は類似団体平均値を上回っている。

料金回収率について、令和4年度値はコロナ減免事業実施により給水収益が減少し低い数値となっていたが、令和5年度は類似団体平均値を上回っている。

給水原価は、施設投資額が少ないため類似団体平均値を下回っている。今後施設更新等が増加するため将来推計が必要である。

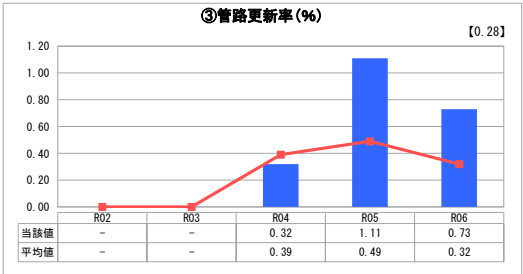
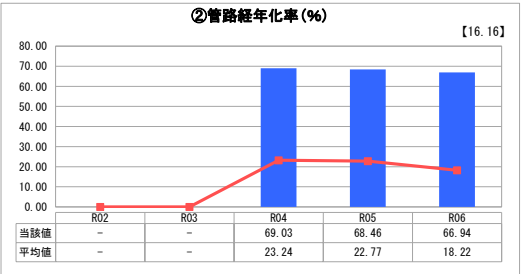
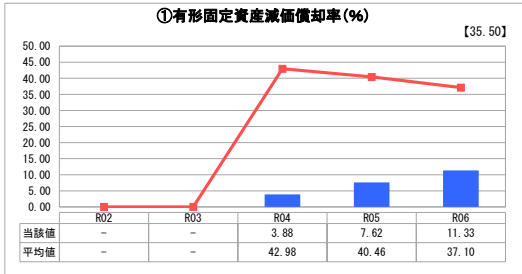
施設利用率については、ほぼ100%であり適切な施設規模であると言える。有収率については類似団体平均値に近い数字ではあるが、漏水量は多く対策は必要である。毎年度施設更新は行っているが、老朽化している施設に負担がかかり新たに漏水していることが予想される。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率の数値が低く、管路経年劣化率は高くなっている。令和4年度から法適用となったが、古い施設についての情報が少なく固定資産登録ができていない資産があることが原因である。

管路経年劣化は顕著であり更新が必要である。管路更新率については類似団体平均値より高くなっている。今後も水道施設等の更新を行っていく予定であり、更新費用の平準化を行う。

2. 老朽化の状況



全体総括

令和4年度から公営企業法を適用した。経常収支比率について、当該指標である100%に届いたが、人口減少や物価高騰も考えられるため今後も費用の削減及び、料金改定等の経営改善が必要である。

内部留保資金が少ないことから、今後の事業に係る費用を考慮し、自己資金の確保を検討する必要がある。

また、近い将来予想される南海トラフ巨大地震に備え、水道施設等更新を継続的に行う必要があり、今後も企業債残高対給水収益比率は増加すると予想される。